

広陵町自治基本条例 今後の流れ

本日

9月13日（日） 第10回審議会（前文案・逐条解説書素案 確定）



10月 町長へ提言書（中間）提出（事務局で案を作成、会長・副会長と調整）



12月 パブリックコメント（期間：3週間程度）



令和3年1月中 第11回審議会（パブコメで出た意見の説明・審議）
※書面開催も検討



令和3年2月 審議会会長から町長へ答申
※オンライン開催も検討



令和3年3月議会・・・上程

令和3年4月 広陵町自治基本条例 施行